

改正

平成20年3月6日本部訓令甲第3号
平成21年3月13日本部訓令甲第8号
平成21年9月25日本部訓令甲第17号
平成22年3月11日本部訓令甲第1号
平成24年3月9日本部訓令甲第3号
平成24年7月9日本部訓令甲第8号
平成26年3月11日本部訓令甲第8号
平成26年5月20日本部訓令甲第11号
平成27年3月3日本部訓令甲第5号
平成27年7月1日本部訓令甲第9号
平成28年3月9日本部訓令甲第3号
平成29年5月8日本部訓令甲第6号
令和2年3月9日本部訓令甲第2号
令和4年8月29日本部訓令甲第16号
令和5年9月22日本部訓令甲第14号
令和7年6月26日本部訓令甲第13号

少年警察活動に関する訓令を次のように定める。

少年警察活動に関する訓令

少年警察活動に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第16号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条—第4条）

第2節 幹部の職務（第5条—第10条）

第3節 早期発見及び報告（第11条・第12条）

第2章 一般的活動

第1節 街頭補導（第13条・第14条）

第2節 少年相談（第15条—第17条）

第3節 継続補導（第18条—第20条）

第4節 少年の社会参加活動等（第21条・第22条）

第5節 情報発信（第23条—第25条）

第6節 有害環境の排除（第26条・第27条）

第3章 非行少年等についての活動

第1節 非行少年に関する通則（第28条—第36条）

第2節 犯罪少年事件の捜査（第37条—第44条）

第3節 触法調査（第45条—第59条）

第4節 ぐ犯調査（第60条—第69条）

第5節 不良行為少年の補導（第70条・第71条）

第4章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動（第72条—第76条）

第2節 福祉犯に係る活動（第77条・第78条）

第3節 要保護少年に係る活動（第79条—第81条）

第4節 児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動（第81条の2—第81条の5）

第5章 同行状の執行及び少年施設から逃走等した者の連れ戻し

第1節 同行状の執行（第82条）

第2節 少年施設から逃走等した者の連れ戻し（第83条—第86条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

(趣旨)

第1条 この訓令は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動(以下「少年警察活動」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 少年警察活動に関しては、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)、少年法(昭和23年法律第168号)、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。)、少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「活動規則」という。)、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則(平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。)、少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令(平成19年警察庁訓令第12号。以下「様式訓令」という。)、群馬県青少年健全育成条例(平成19年群馬県条例第19号)その他法令によるほか、この訓令の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、「少年」、「特定少年」、「犯罪少年」、「触法少年」、「ぐ犯少年」、「非行少年」、「不良行為少年」、「被害少年」、「要保護少年」、「児童虐待を受けたと思われる児童」、「低年齢少年」及び「保護者」とは、それぞれ活動規則第2条第1号から第12号までに規定するものをいう。

(少年警察活動の基本)

第3条 少年警察活動を行うに際しては、次の事項を基本とするものとする。

- (1) 少年の健全な育成を期する精神をもって当たるとともに、その規範意識の向上及び立直りに資するよう配慮すること。
- (2) 少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもって当たること。
- (3) 少年の性及び環境を深く洞察し、非行の原因の究明や犯罪被害等の状況の把握に努め、その非行の防止及び保護をする上で最も適切な処遇の方法を講じるようにすること。
- (4) 秘密の保持に留意して、少年その他関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないように配慮すること。
- (5) 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向に十分配慮すること。

(関係機関、ボランティア等との連携)

第4条 職員は、少年警察活動に当たっては、少年の非行防止又は少年の福祉のための活動に当たるボランティアとの協力を努めるとともに、ボランティアがその役割を果たすことができるように必要な支援を行うものとする。

2 職員は、少年警察活動に当たっては、群馬県、市町村、教育委員会、学校、家庭裁判所、検察庁、児童相談所、福祉事務所等の機関、少年補導員、少年指導委員、児童委員、保護司その他関係するボランティア、団体等と連携し、適切な役割分担の下に行うものとする。

第2節 幹部の職務

(警察本部長及び警察署長の職務等)

第5条 警察本部長(以下「本部長」という。)及び警察署長(以下「署長」という。)は、少年警察活動の効果的な運営及び適正な実施を図るため、少年警察活動全般の指揮監督に当たるとともに、職員の合理的配置、装備資機材及び施設の整備等部内の体制の確立を図るよう努めるものとする。

2 本部長及び署長は、少年警察部門(警察本部の生活安全部子供・女性安全対策課(以下「子供・女性安全対策課」という。))及び警察署の少年担当係(少年警察活動に従事する生活安全課員をいう。以下同じ。)をいう。以下同じ。)とその他警察部門との緊密な連携を保たせるとともに、警察と関係機関、団体、ボランティア等との連絡協調の促進強化を図るものとする。

3 本部長及び署長は、少年警察活動が全ての警察部門に関わる警察活動であることに鑑み、全ての職員が少年警察活動の基本を理解するよう、適切かつ効果的な教養を実施するものとする。

4 本部長は、次に掲げる事件については犯罪捜査に関する訓令(昭和37年群馬県警察本部訓令甲第1号。以下「犯罪捜査訓令」という。)別表第2に掲げる事項について直接指揮するものとする

- (1) 犯罪少年に係る事件(以下「犯罪少年事件」という。)のうち、次に掲げるもので、かつ、

特異又は重要なもの

ア 16歳未満の少年の身柄を拘束する必要があるもの

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校、義務教育学校（いわゆる小中一貫校）、高等学校、中等教育学校（いわゆる中高一貫校）、特別支援学校又は高等専門学校に在籍する少年の身柄を拘束する必要があるもの

ウ 学校、児童相談所等関係機関との連携に特に配慮する必要があるもの

エ 前記アからウまでに掲げる事件のほか、公判又は少年審判において立証上の問題が生じるおそれのあるもの

(2) 触法少年に係る事件（以下「触法少年事件」という。）のうち、家庭裁判所の審判に付すことが適当であるもの

5 署長（警察本部の職員が少年警察活動を行う場合にあっては、当該職員の所属長。以下この条において同じ。）は、所属職員の行う少年警察活動に関し、各級幹部を的確に指揮掌握するとともに、個々の事案について、おおむね次の事項について自ら行うものとする。ただし、本部長が直接指揮すべき事件として本部長が定めたものを除く。

(1) 犯罪少年の呼出し（呼び出すことが不適切であると認められる場合において、職員が少年の家庭等に出向くことを含む。以下この条において同じ。）及び取調べ（身柄の拘束を受けている者の取調べを除く。以下同じ。）の要否及び方法の決定

(2) 触法少年であると疑うに足る相当の理由のある者又はぐ犯少年と認められる者の呼出し及び質問の要否及び方法の決定

(3) 重要な参考人の呼出し及び面接の要否及び方法の決定

(4) 強制措置及びその解除の要否の決定

(5) 関係機関への送致（送付を含む。以下同じ。）又は通告その他の措置の決定

(6) 関係機関への送致又は通告に際して付すべき処遇意見の決定

(7) その他署長が特に必要と認める事項

（本部長指揮の代行）

第6条 前条第4項に掲げる事件のうち、次に該当する場合は、当該事件の捜査を担当する部長又は課長が代わって指揮することができる。

(1) 緊急を要し、又は事故その他の理由により、本部長が自ら指揮することができない場合

(2) 既に捜査方針等捜査の中心事項についての指揮が行われている場合

（子供・女性安全対策課長の職務）

第7条 生活安全部子供・女性安全対策課長（以下「子供・女性安全対策課長」という。）は、少年警察活動に関する企画・調整及び職員に対する指導・教養に当たるものとする。

2 子供・女性安全対策課長は、次に掲げる事項について指揮するものとする。

(1) 第19条に規定する継続補導の要否の決定

(2) 第73条第1項に規定する継続支援の要否の決定

（警察署の各級幹部の職務）

第8条 警察署（警察本部の職員が少年警察活動を行う場合にあっては、当該職員の属する所属）の少年警察活動について責任のある幹部は、所属職員を指揮掌握するとともに、個々の事案について、おおむね次の事項を指揮するものとする。ただし、本部長又は署長が直接指揮すべき事件、事案又は事項として本部長又は署長が定めたものを除く。

(1) 処遇の方針の指示及び処遇の担当者の指定

(2) 強制措置及びその解除の時期、場所及び方法の指示

(3) 第5条第5項第1号、第2号又は第3号に規定する呼出し、取調べ、質問及び面接の時期及び場所の指示

（少年事件指導官の職務）

第9条 群馬県警察の組織に関する訓令（平成11年群馬県警察本部訓令甲第5号）第4条に規定する少年事件指導官は、次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 犯罪少年事件のうち要指導事件（公判又は少年審判において立証上の問題が生じるおそれのある事件をいう。次号において同じ。）であるもの又は触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであり、少年警察部門に属する警察官が捜査又は調査

を行うものについて、少年の特性に配慮しつつ非行事実の厳密かつ周到な立証を徹底するため、当該事件の捜査主任官、調査主任官その他少年警察活動に従事する警察官に対し、公判又は少年審判における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査要領の他適正な捜査又は調査の遂行のために必要な指導及び助言を行うこと。

(2) 第5条第4項に規定する本部長が指揮する事件又は犯罪少年事件のうち要指導事件であるものであって、少年警察部門以外の部門に属する警察官が捜査又は調査を行うものについて、当該事件の主管課又は主管部内の指導官等と密接な連絡を取り、当該指導官等により前号と同様の指導及び助言が的確に行われるようにすること。

(3) 次条に規定する少年事件選別主任者及び少年事件選別補助者に対して、少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査又は調査の指揮、措置の選別、処遇意見の決定等に関する必要な指導及び教養を行うこと。

(少年事件選別主任者等)

第10条 本部長は、少年事件指導官を少年事件選別主任者（以下「選別主任者」という。）に、子供・女性安全対策課課長補佐を少年事件選別補助者（以下「補助者」という。）に指定するものとする。

2 署長は、生活安全課長を選別主任者に、少年担当係のうち1人を補助者に指定するものとする。

3 選別主任者の職務は、次に掲げる事項とする。

(1) 署長（警察本部の職員が少年警察活動を行う場合は、当該職員の所属長）が第5条第5項の規定により自ら行う事項を決定する際に、必要な意見具申をすること。ただし、交通法令違反又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。以下「自動車運転死傷処罰法」という。）に規定する罪若しくは交通事故に係る刑法に規定する罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件については、当該事件に係る少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものを除き、この限りでない。

(2) その他別に定める少年警察活動に関すること。

4 補助者は、非行少年の再非行のおそれの判定その他の技術的な事項等について選別主任者を補助するものとする。

第3節 早期発見及び報告

(早期発見)

第11条 職員は、非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童（以下「非行少年等」という。）の非行の防止又は保護のため、街頭補導（活動規則第7条第1項に規定する街頭補導をいう。以下同じ。）及び少年相談を適切に実施し、並びに警察の各部門間の連携及び学校、児童相談所その他の関係機関との連携を図り、これらを早期に発見するものとする。

2 職員は、非行少年等を発見した場合は、適切な措置をとるものとする。

(報告)

第12条 警察本部の職員は、非行少年、児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年、児童虐待を受けたと思われる児童又は継続支援を要すると認められる被害少年を発見した場合は、次の事項を所属長に報告するものとする。

(1) 少年の氏名、年齢及び住所

(2) 少年の職業及び勤務先又は在学する学校及び学年

(3) 保護者の氏名、住所、職業及び少年との続柄（保護者が法人の場合は、その名称又は商号、代表者の氏名及び主たる事務所又は本店の所在地）

(4) 事案を発見した経緯及び事案の概要

(5) 発見者の講じた措置

(6) その他必要と認められる事項

2 前項の規定により、子供・女性安全対策課長以外の所属長が報告を受けたときは、当該所属長は、当該報告に係る事項を子供・女性安全対策課長に連絡するものとする。ただし、犯罪少年の事件について自らの所属で捜査することが適当であると認めるときは、本部長に報告するものとする。

3 警察署の職員は、第1項の規定による少年を発見した場合は、第1項各号に掲げる事項を生活安全課長を経て署長に速やかに報告するものとする。

第2章 一般的活動

第1節 街頭補導

(街頭補導の効果的实施)

第13条 職員は、街頭補導を実施するに当たっては、公園、駅、風俗営業の営業所、性風俗関連特殊営業や女子高校生に扮(ふん)するなどしてサービスを提供するいわゆる「JKビジネス」の営業所、盛り場、深夜に営業する飲食店、インターネットカフェ、カラオケボックス、コンビニエンスストアその他少年のたまり場となりやすい場所を重点に実施し、あらかじめ、日時、場所及び実施要領について計画を策定するなど効果的に実施するように努めるものとする。

2 職員は、街頭補導の実施に当たっては、必要に応じ、学校、関係機関、団体、ボランティア等の関係者と協力して行うように配慮するものとする。この場合において、少年の年齢、性別、態度等に応じて、事情の聴取、注意、助言、指導等について職員が行うか関係者が行うかを適切に判断し、街頭補導の効果が上げられるようにするものとする。

(街頭補導実施上の留意事項)

第14条 職員は、街頭補導に当たっては、警察手帳又は職員証を提示して自らの身分を明らかにすること。

2 職員は、少年から事情を聴取し、又は注意、助言、指導等を行う場合は、人目に付かないように配慮すること。

3 職員は、公共の場所以外の施設等で街頭補導を行う場合は、当該施設等の管理者の同意を得るものとする。

第2節 少年相談

(少年相談の取扱い)

第15条 職員は、少年、その保護者又はその関係者から少年の非行防止、福祉等に関する相談(以下「少年相談」という。)を受けた場合は、懇切を旨とし、その内容に応じ、指導又は助言、関係機関への引継ぎその他適切な処理を行うものとする。

2 少年相談は、原則として少年警察部門において取り扱うものとし、少年警察部門以外の部門に属する職員が少年相談を受けた場合は、少年警察部門に属する職員に引き継ぐものとする。ただし、当該相談を自ら処理することが適当であると認めるときは、所属長に報告し、少年警察部門に属する職員に連絡した上、自ら当該相談を処理することができるものとする。

3 署長は、少年相談に係る事案で他の警察署において処理することが適当であると認められるものについては、その事案を当該警察署の署長に引き継ぐものとする。この場合において、相談者に引継先、連絡方法等必要な事項を説明するものとする。

第16条 削除

(少年相談実施上の留意事項)

第17条 少年相談は、原則として警察施設内において行うものとする。ただし、必要な場合には、関係者が落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うことを考慮するものとする。

2 職員は、少年相談に関連して、少年警察活動以外の事案について相談を受けた場合は、当該事案を担当すべき他の警察部門又は関係機関に引き継ぐなど相談者の立場に立った適切な対応を行うものとする。

第3節 継続補導

(継続補導の対象)

第18条 子供・女性安全対策課長は、次に掲げる少年の非行の防止を図るため特に必要と認められる場合は、保護者の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、継続的に指導(以下「継続補導」という。)するものとする。この場合において、特定少年に対して継続補導を実施するときは、本人の同意を得るものとする。

(1) 少年相談に係る少年

(2) 触法少年であって少年法第6条の6第1項の規定により送致すべき者又は児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべき者(以下「要保護児童」という。)に該当しないもの

(3) 14歳未満のぐ犯少年であって要保護児童に該当しないもの

(4) 不良行為少年

(継続補導の取扱い)

第19条 署長は、警察署において取り扱った少年について、継続補導を実施する必要があると認めた

ときは、子供・女性安全対策課長に報告するものとする。

- 2 子供・女性安全対策課長は、前項の報告を受けた場合は、生活安全部子供・女性安全対策課少年サポートセンター係（以下「少年サポートセンター係」という。）に配置された少年支援官（群馬県警察の少年支援官の勤務に関する訓令（昭和42年群馬県警察本部訓令甲第13号）第2条に規定する少年支援官をいう。以下同じ。）又は警察官のうちから継続補導の担当者（以下「継続補導実施担当者」という。）を指定し実施させるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、子供・女性安全対策課長は、継続補導に係る少年の居住地その他の事情を勘案して、継続補導を当該警察署において実施させることが適切であると認めた場合は、当該警察署の署長にその旨を連絡するものとする。この場合において、連絡をうけた署長は、自署の少年担当係のうちから継続補導実施担当者を指定し実施させるものとする。
- 4 子供・女性安全対策課長は、少年サポートセンター係において取り扱った少年について、継続補導を実施する必要があると認めた場合は、少年サポートセンター係に配置された少年支援官又は警察官に継続補導を実施させるものとする。ただし、当該少年の居住地を管轄する警察署その他の警察署において継続補導を実施させることが適切であると認めたときは、当該警察署の署長に継続補導の実施を引き継ぐことができる。
- 5 前2項の規定により、警察署の職員が継続補導を実施する場合は、少年サポートセンター係と緊密な連携を保ち、専門的な事項について少年サポートセンター係の指導を受けるものとする。

（学校関係者等との協力）

第20条 継続補導実施担当者は、適切な実施のため必要がある場合は、保護者の同意を得た上で、学校関係者その他適当な者と協力して実施するものとする。この場合においては、少年のプライバシーに特に配慮するものとする。

第4節 少年の社会参加活動等

（関係機関等との協力等）

第21条 広く少年の参加を得て行うボランティア活動等の社会奉仕体験活動、柔道、剣道等のスポーツ活動その他少年の規範意識の向上又は社会の一員としての意識の涵養に資するための体験活動（以下「少年の社会参加活動等」という。）は、必要に応じて、学校その他関係機関、ボランティア、団体等と協力して行い、及びこれらの者が実施する少年の健全な育成のための活動との適切な役割分担の下に行うものとする。

（実施上の留意事項）

第22条 少年の社会参加活動等の実施に当たっては、次に掲げる警察業務の専門性を生かして、効果的に実施するものとする。

- (1) 少年の心理その他特性に関する知見
- (2) 少年の非行を防止するための手法に関する知見
- (3) 柔道、剣道等の指導に関する能力
- (4) その他少年警察活動に関する知見

第5節 情報発信

（情報発信）

第23条 職員は、少年の健全な育成に関する県民の理解を深めるため、少年の非行及び犯罪被害の実態並びに少年警察活動の状況に関する情報を積極的に発信するものとする。この場合において、関係機関との協議会の開催、関係機関が開催する講習会等への協力その他の適切な方法により、少年警察活動に関する専門的な知見が関係機関等における少年の健全な育成のための活動に反映されるよう配慮するものとする。

（基礎資料の整備活用）

第24条 職員は、前条の少年警察活動等の情報発信の前提として、並びに少年の非行の防止及び保護を図るための施策に資するため、常に少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、活用するように努めるものとする。

（少年の規範意識の啓発）

第25条 少年警察部門の職員においては、少年、保護者その他関係者を対象とする非行防止教室の開催その他の適切な方法により、少年の規範意識を啓発し、並びに少年の非行及び犯罪被害を防止するよう努めるものとする。この場合において、必要に応じ学校、PTA、ボランティア等の関係機

関・団体との協力の下に行うものとする。

第6節 有害環境の排除

(有害環境の排除)

第26条 本部長及び署長は、少年の心身に有害な影響を与えると認められる図書類、電磁的記録媒体、がん具、広告物、営業その他環境（以下「有害環境」という。）があることを知った場合は、法令の特別の定めによるもののほか、当該有害環境に関係のある他の機関に連絡するなど少年に有害な影響の排除のための適切な措置を講じるものとする。

(民間の自主的活動に対する配慮)

第27条 本部長及び署長は、広報啓発、キャンペーン活動、営業者に対する自主規制の協力等民間における有害環境の少年に対する影響を排除するための自主活動に関し、その求めに応じ、必要な配慮を加えるものとする。

第3章 非行少年等についての活動

第1節 非行少年に関する通則

(少年事件の捜査及び調査の担当部門)

第28条 本部長及び署長は、犯罪少年事件の捜査、触法少年事件の調査（以下「触法調査」という。）及びぐ犯少年に係る事件（以下「ぐ犯少年事件」という。）の調査（以下「ぐ犯調査」という。）については、少年の特性に配慮しつつ、個々の少年の適正な処遇に努めなければならないことに鑑み、これを少年警察部門に担当させるものとする。ただし、次の各号に掲げる事件の捜査及び調査については、この限りでない。

- (1) 20歳以上の被疑者を主とする事件に関連する犯罪少年事件
- (2) 少年法第20条第2項又は第62条第2項の規定により、原則として家庭裁判所から検察官に送致されることとなる犯罪少年事件
- (3) 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪又は死刑若しくは無期若しくは短期2年以上の拘禁刑に当たる罪に係る犯罪少年事件
- (4) 事件の内容が複雑かつ重要な事件であり、他の部門に捜査させることが適当であると認められる犯罪少年事件
- (5) 交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
- (6) 自動車運転死傷処罰法に規定する罪又は交通事故に係る刑法に規定する罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本部長又は署長が少年警察部門以外の部門に担当させることが適切であると認める事件

2 本部長及び署長は、非行少年に係る事件の捜査又は調査を少年警察部門以外の部門に属する職員に行わせる場合においても、少年の特性に配慮した捜査又は調査が行われるよう、少年事件選別主任者に対し、捜査又は調査の経過について常に把握させるとともに、必要があると認めるときは、少年の取調べを少年警察部門の職員に行わせることについても配慮するほか、捜査又は調査を行う職員に対する指導・教養、助言その他必要な支援を行わせるものとする。

(捜査又は調査に伴う措置)

第29条 職員は、非行少年については、当該少年に係る事件の捜査又は調査のほか、その適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失することなく、本人又はその保護者に対する助言、学校その他関係機関への連絡その他の必要な措置をとるものとする。

(年齢の確認)

第30条 職員は、非行少年に係る事件の捜査又は調査に当たっては、刑法、少年法及び児童福祉法の適用に過誤のないようにするため、特に現在及び行為時における当該少年の正確な年齢を確認するものとする。

(明らかにすべき事項)

第31条 職員は、非行少年に係る事件について捜査又は調査を行うに当たっては、おおむね次に掲げる事項について、明らかにするものとする。

- (1) 事件の存否及び態様
- (2) 事件の動機及び原因

- (3) 少年の性格、経歴、行状及び教育程度
- (4) 少年の家庭、学校及び職場の状況並びに交友関係
- (5) 少年の住居地の環境
- (6) 少年の非行の防止及び立直りに協力することができると思えられるボランティアの有無
(関係機関との連携)

第32条 職員は、犯罪少年事件の捜査を行うに当たって必要がある場合は、家庭裁判所、児童相談所、学校その他関係機関との連絡を密にしなければならない。

- 2 職員は、触法調査及びぐ犯調査を行うに当たっては、特に家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。
(捜査又は調査上の留意事項)

第33条 職員は、非行少年に係る事件について、捜査又は調査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 関係機関への送致又は通告の措置を執るべきかどうかの決定に際しては、非行少年の処遇並びに当該少年の健全な育成及び立直りに資するために必要な限度にとどめること。
- (2) みだりに関係者のプライバシーを侵害することのないようにすること。
- (3) 少年の保護者その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めること。
- (4) 先入観に捕らわれ、又は推測にわたったりすることなく、正確な資料を収集すること。
- (5) 少年の健全な育成及び被害者の心情に配慮し、捜査又は調査は、迅速に行うこと。

(新聞発表等の際の留意事項)

第34条 犯罪少年事件又は触法少年事件に関し、新聞その他の報道機関等に発表する場合は、本部長若しくは署長又はこれらの指定する者(以下「広報担当者」という。)が当たるものとする。

- 2 広報担当者は、犯罪少年事件を報道機関等に発表する場合は、当該少年の氏名、住居、写真、学校名、会社名等その者を推知させるような事項を発表してはならないものとする。ただし、特定少年の時に犯した罪に係る事件であって当該罪により公訴を提起された者に係るもの(略式命令の請求がされたものを除く。)については、この限りでない。
- 3 広報担当者は、触法少年事件を報道機関に発表する場合は、その性質上、特に慎重に判断するものとし、発表する内容は、前項の規定を準用する。

(措置の選別及び処遇意見の決定)

第35条 職員は、非行少年の措置について、次に掲げる事項を的確に選別し、選別主任者に報告するものとする。

- (1) 関係機関への送致又は通告の必要性の有無
- (2) 送致又は通告先機関の別
- (3) 犯罪少年事件の送致の通常送致又は簡易送致(規範第214条の規定による送致をいう。以下同じ。)の別

- 2 職員は、非行少年に係る事件について関係機関への送致(簡易送致を除く。)又は通告の措置をとる場合は、最も適切と認められる処遇上の意見を付すものとする。
- 3 職員は、前2項の規定による措置の選別又は処遇上の意見の決定に当たっては、おおむね次に掲げる事項を勘案して行うものとする。この場合において、第3号に掲げる事項は、捜査又は調査の結果から客観的に判断するものとする。

- (1) 事案の態様
- (2) 非行の動機及び原因
- (3) 非行少年の再非行のおそれ
- (4) 非行少年の保護者の実情、非行の防止並びに立直りに向けての保護者の方針及び意向
- (5) 関係機関、団体、ボランティア等の意見

- 4 犯罪少年事件における通常送致と簡易送致の選別に当たっては、罪種や被害の程度等の形式的な要件のみで判断することなく、犯罪の原因及び動機、非行少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から再犯のおそれ等を総合的に判断するものとする。

(送致又は通告に関しての留意事項)

第36条 職員は、非行少年に係る事件を関係機関に送致し、又は通告するに当たっては、必要に応じ、当該少年及びその保護者又はこれに代わるべき者(以下「保護者等」という。)に対して、送致又

は通告の趣旨について説明するとともに、今後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致し、又は通告する少年について、将来における非行のおそれ大きいと認められるときは、送致先又は通告先の機関において、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置が講じられるよう、送致先等の機関に対してその旨を連絡するものとする。

第2節 犯罪少年事件の捜査

(犯罪少年事件の捜査の基本)

第37条 警察官は、犯罪少年事件の捜査については、家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神を持って当たらなければならない。

2 警察官は、犯罪少年事件の捜査に当たっては、少年の特性にかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、取調べの言動に注意するなど温情と理解を持って当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。

(呼出し上の留意事項等)

第38条 警察官は、捜査のため、少年の被疑者（以下この条（第4項を除く。））、次条（第2項を除く。））、第40条、第41条及び第43条において「少年」という。））、保護者等又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状の送付その他適当な方法により、出頭すべき日時、場所、用件その他必要な事項を当該少年、保護者等又は参考人に確実に伝達しなければならない。

2 警察官は、捜査のため、少年を呼び出す場合は、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、保護者等に連絡することにより、保護者等と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が虐待を受けるおそれがあるとき、逃走又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上不相当であると認められるときは、この限りではない。

3 警察官は、捜査のため、少年を呼び出す場合においては、次に掲げる事項に留意し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。

(1) 学校又は職場に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り避けること。

(2) 少年の授業中又は就業中に呼び出すことは、できる限り避けること。

(3) 制服を着用した警察官が呼出しに行くことは、できる限り避けること。

(4) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合は、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮すること。

(5) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど協力と信頼を得られるよう努めること。

4 警察官は、捜査のため、被害者その他参考人として少年を呼び出す場合は、前3項に掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するように努めるなど少年の心情に配慮するものとする。

5 警察官は、捜査のため、少年の保護者等を呼び出す場合は、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないよう配慮するものとする。

6 警察官は、捜査のため、少年、保護者等、被害者又は参考人を呼び出すことが不適切であると認められる場合は、当該少年、保護者等、被害者又は参考人の家庭等へ出向くものとする。この場合において、その方法等は、前5項の規定を準用する。

(取調べ上の留意事項)

第39条 警察官は、少年の取調べを行う場合は、次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 取調べの場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。

(2) 取調べの時刻は、できる限り少年の授業中若しくは就業中又は夜間遅い時刻を避けるとともに、長時間にわたらないようにすること。

(3) やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者その他適切な者を立ち合わせること。

(4) 取調べに当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。

(5) 取調べに当たっては、少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえ付けようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立直りに資するように努めること。

(6) 取調べを終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要がある場合は、

助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。

2 職員は、捜査のため、被害者その他参考人として少年と面接する場合は、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するように努めるなど少年の心情に配慮するものとする。

3 少年の取調べを行う場合は、規範第207条の規定により、原則として保護者等に連絡するものとする。

(強制措置等の制限)

第40条 警察官は、少年については、できる限り逮捕、留置その他の強制の措置を避けるものとする。

2 警察官は、逮捕、留置その他の強制の措置を決定し、又はこれらの強制の措置を執行する場合は、おおむね次に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断すること。

(2) 少年を留置する場合は、少年法第49条第1項及び第3項の規定に基づき、20歳以上の者と分離し、かつ、原則として各別に収容すること。ただし、少年法第20条第1項又は第62条第1項の規定に基づく検察官への逆送の決定があった特定少年の被疑事件の被疑者に対しては、当該事件に係る留置に限って、同法第49条第1項及び第3項の規定が適用されないことに留意すること。

(3) 少年を留置した場合は、特定少年であるか否かにかかわらず、原則として速やかにその保護者等に連絡すること。

(4) 強制の措置を執行する時期、場所、方法等について慎重に配慮し、少年の心情を傷つけることのないようにすること。

(指紋の採取等)

第41条 警察官は、身体の拘束を受けていない少年の指紋又は掌紋の採取及び写真の撮影については、犯罪捜査のため必要やむを得ない場合において、本人の承諾を得たときに限り行うものとする。この場合において、少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について、慎重に配慮するものとする。

(親告罪等に関する措置)

第42条 警察官は、親告罪である少年の犯罪について告訴がなされないことが明らかになった場合であっても、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、犯罪少年に係る事件として関係機関に送致することを考慮して所要の措置を執るものとする。この場合においては、みだりに被害者等と呼び出すなど被害者等の心情に反する措置を講じることを避けるものとする。

2 警察官は、少年に係る親告罪である犯罪で告訴のないものについて、当該少年に係る事件を送致する場合は、被害者等が送致先の機関によってみだりに呼び出されることのないよう当該機関に連絡することに留意するものとする。

3 少年が親族であるため刑が免除される罪又は請求を持って論ずる罪を犯した場合についても、前2項の規定を準用する。

(余罪の捜査)

第43条 警察官は、少年に関する余罪の捜査に当たっては、当該少年の内省を促し、その立ち直りを図り、将来における非行のおそれの判断に資するように配慮するとともに、迅速的確に行わなければならない。

(少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第44条 警察官は、犯罪少年事件の捜査に当たっては、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を当該少年が所持していることを発見した場合は、法令の規定により押収するときを除き、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、当該少年に廃棄させるなど当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合において、必要な書類を作成し、物件の措置のてん末を明らかにしておくものとする。

第3節 触法調査

(触法調査の基本)

第45条 職員は、触法調査については、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

2 職員は、少年の適正な処遇を図るためには、非行事実を解明することが前提であり、個々の触法調査においては、低年齢少年の特性に配慮しつつ、捜索、差押え等の権限を適正に行使し、非行事実の解明等を的確に行わなければならない。

3 職員は、触法調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあることなどの特性を有することに鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解を持って当たり、少年の心情と早期の立直りに配慮しなければならない。

(触法調査を行うことができる警察職員)

第46条 本部長は、少年支援官のうちから、次に掲げる事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有すると認められる者を少年法第6条の2第3項に規定する警察職員として指定することができる。

- (1) 可塑性に富むことその他の低年齢少年一般の特性
- (2) 発達障害その他の特別な事情を持つ少年の特性
- (3) 低年齢少年の特性を踏まえた質問その他の調査要領

2 前項の規定により本部長に指定された職員は、調査主任官その他上司である警察官の命を受け、触法少年事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。

(調査主任官)

第47条 本部長又は署長(警察本部の職員が触法調査を行う場合は、当該職員の所属長。以下この条において同じ。)は、個々の触法調査につき、調査主任官を指名し、次に掲げる職務を行わせるものとする。この場合において、署長は、調査主任官の指名について、重要特異な事件を除き、刑事生活安全官、地域官又は交通官に専決させることができる。

- (1) 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担を定めること。
- (2) 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。
- (3) 調査方針を立てること。
- (4) 調査に従事する者に対し、調査の状況に関し報告を求めること。
- (5) 調査の適正な遂行及び当該調査に係る少年の自殺その他事故の防止について調査に従事する者に対する指導・教養を行うこと。
- (6) 家庭裁判所、児童相談所、学校その他関係機関との連絡・調整を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、本部長又は署長から特に命じられた事項

2 本部長又は署長は、前項の規定により調査主任官を指名する場合は、警視、警部又は警部補の階級にある警察官のうちから、触法少年事件の内容並びに職員の調査能力、知識経験及び職務遂行の状況を勘案し、同項に規定する職務を的確に行うことができると認められる者を指名しなければならない。ただし、捜査本部事件においては、犯罪捜査訓令第21条の2に規定する事件主任官を調査主任官として指名するものとする。

3 調査主任官が交代する場合は、関係書類、証拠物等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の触法調査に支障を来たすことのないようにしなければならない。

(付添人の選任等)

第48条 少年法では、触法調査に関し、少年及び保護者が、いつでも弁護士である付添人を選任できることとされていることから、職員は、触法少年であると疑うに足る相当の理由のある者(以下次条(第4項を除く。)、第50条(第3項を除く。)、第52条、第57条及び第58条において「少年」という。)又は保護者に対しては、少年法第6条の3に規定する付添人に関する制度について分かりやすく説明するほか、必要に応じて関係機関・団体について紹介、助言等を行うことに配慮するものとする。

2 少年法第6条の3に規定する付添人の選任については、付添人を選任することができる者又は付添人から両者が連署した付添人選任届を差し出させるものとする。この場合において、選任届を受理した職員は、触法少年事件の調査に従事している職員に対し、当該選任届を確実に引き継がなければならない。

(呼出し上の留意事項)

第49条 職員は、触法調査のため、少年、保護者等又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出

状の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を当該少年、保護者等又は参考人に確実に伝達しなければならない。

- 2 職員は、触法調査のため、少年を呼び出す場合は、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、保護者等に連絡することにより、当該少年が保護者等から虐待を受けるおそれが著しいとき、逃走又は証拠隠滅のおそれが著しいときその他連絡することが当該少年の福祉上著しく不適当であると認められるときは、この限りでない。
- 3 職員は、触法調査のため、少年を呼び出す場合は、次に掲げる事項に留意し、少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するものとする。
 - (1) 夜間に呼び出すことは、やむを得ない場合を除き避けること。
 - (2) 制服を着用した警察官が呼び出しに行くことは、やむを得ない場合を除き避けること。
 - (3) 学校に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り避けること。
 - (4) 少年の授業中に呼び出すことは、できる限り避けること。
 - (5) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合は、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮すること。
 - (6) 呼出しは、保護者等の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど協力と信頼を得られるように努めること。
- 4 職員は、触法調査のため、被害者その他参考人として少年を呼び出す場合は、前3項に掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。
- 5 職員は、触法調査のため、少年の保護者等を呼び出す場合は、当該保護者等が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に分からないように配慮するものとする。
- 6 職員は、触法調査のため、少年、保護者等、被害者又は参考人を呼び出すことが不適切であると認める場合は、当該少年、保護者等、被害者又は参考人の家庭等へ出向くものとする。この場合において、その方法等は、前5項の規定を準用する。

(質問上の留意事項)

第50条 職員は、少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者等その他当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。

- 2 職員は、少年の質問を行う場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 質問に当たっては、やむを得ない場合を除き、夜間に質問すること及び長時間にわたり質問することを避けなければならない。
 - (2) 質問の場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう、少年補導室等の適当な場所とすること。
 - (3) 質問に当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
 - (4) 質問に当たっては、少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえ付けようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立直りに資するよう努めること。
 - (5) 質問に当たっては、少年に対し、自己の意思に反して供述する必要がない旨を当該少年の年齢等に応じて分かりやすく告げること。
 - (6) 質問を終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要がある場合は、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。
- 3 職員は、触法調査のため、被害者その他参考人としての少年と面接する場合は、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的負担を軽減するよう努めるなど少年の心情に配慮するものとする。

(犯罪の疑いがある場合の措置)

第51条 警察官は、犯罪の疑いがある事案については、触法少年事件である可能性が高い場合であっても、犯罪としての捜査を尽くすものとする。

- 2 警察官は、殺人、強盗等の重要な事件については、明らかに低年齢少年による行為と認められる

場合であっても、共犯関係にある者が存在する可能性があることに留意するものとする。

(強制の措置等)

第52条 触法調査に係る捜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の請求については、活動規則第21条の規定によるものとする。

2 警察官は、触法調査においては、できる限り強制の措置を避けるものとし、強制の措置を決定する場合は、少年の年齢、性格、非行歴、事件の内容等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時間、場所、方法等について慎重に配慮し、少年の心情を傷つけないように配慮するものとする。

(還付公告等)

第53条 本部長又は署長は、少年法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法第499条に規定する押収物の還付に関する公告は、警察職員の職務等に関する規則第2条に定めるところにより、警察本部又は警察署の掲示板に次に掲げる事項を14日間掲示することによって還付公告を行うものとする。

(1) 少年法第6条の5第2項により公告する旨

(2) 警察本部又は警察署の名称

(3) 事件名及び押収番号

(4) 品名及び数量

(5) 公告の初日及び末日の年月日

2 公告をしたときから6箇月以内に還付の請求がない場合は、当該公告に係る物品は、群馬県に帰属する。この場合において、帰属後の処理は、群馬県財務規則(平成3年群馬県規則第18号)に定めるところにより手続を行うものとする。

3 本部長又は署長は、前項に規定する期間内においても、価値のない物はこれを廃棄し、保管に不便な物はこれを公売してその代価を保管することができる。この場合において、規範第113条第1項に定める事項に注意するとともに、廃棄処分書(様式訓令様式第42号)又は換価処分書(様式訓令様式第43号)を作成しておかなければならない。

(強制捜査の後に触法少年事件であることが判明した場合の措置)

第54条 警察官は、逮捕した少年の行為が14歳未満の時に行われたものであることが明らかになった場合は、当該少年を直ちに釈放しなければならない。

2 警察官は、前項の規定により身柄を釈放する場合は、逮捕手続書及び弁解録取書を作成し、逮捕手続の過程を明確にするほか、釈放の理由を捜査報告書等により明らかにしておくものとする。この場合において、逮捕手続書に、既に釈放した旨を記載するものとする。

3 警察官は、捜索等により証拠品を差し押さえた後、触法少年事件であることが判明した場合は、直ちに証拠品の還付手続を開始しなければならない。この場合において、還付手続中又は還付した物件を引き続き必要とするときは、第52条の規定により措置するものとする。

4 被疑者の年齢が判明しなかったため、既にその事件について逮捕、捜索、差押え等の令状の発付を得ている場合において、捜査の過程において触法少年事件であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。

(児童相談所への送致又は通告)

第55条 触法調査の結果、触法少年事件を児童相談所に送致し、又は通告する場合は、活動規則第22条から第24条までの規定によるものとする。

2 触法調査の過程において、当該触法調査に係る少年が要保護児童であると認められる場合は、児童通告書(様式訓令別記様式第37号)により児童相談所に通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、口頭により通告し、その内容を記載した児童通告通知書(様式訓令別記様式第37号の2)を事後に送付することとしても差し支えない。

第56条 削除

(一時保護)

第57条 職員は、児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、少年を一時保護する場合は、次の事項に留意するものとする。

(1) 保護にふさわしい部屋を使用するものとし、鍵を掛ける場合は、少年の行動範囲がなるべく広くなるよう配慮すること。この場合において、一時保護に留置施設の部屋を使用することは

きない。

- (2) 少年が負傷し、自殺し、又は保護から逃れることがないように注意するとともに、少年が火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないよう注意すること。
- (3) 少年の保護者等に一時保護した旨を速やかに連絡すること。ただし、児童虐待を受けた児童を一時保護した場合において、児童虐待の防止等に関する法律第12条第3項の規定により、児童相談所長が当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしないこととしたときは、この限りではない。

(少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第58条 警察官は、触法少年事件の証拠物並びに少年法第24条の2第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する物件のほか、非行の防止上所持させておくことが不適当な物件を少年が所持していることを発見した場合は、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合において、必要な書類を徴するなど物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

(指導・教養)

第59条 本部長及び署長は、触法調査に従事する職員に対し、低年齢少年の特性その他の職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導・教養を定期的に行うものとする。

第4節 ぐ犯調査

(ぐ犯調査の基本)

第60条 職員は、犯罪の捜査、触法調査、少年相談その他の活動において、ぐ犯少年と認められる者(以下第63条、第67条及び第68条において「少年」という。)を発見した場合は、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神を持って、これに当たらなければならない。

- 2 職員は、ぐ犯調査を行うに当たっては、少年の心理、生理その他の特性にかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意するなど温情と理解を持って当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。

(ぐ犯調査を行うことができる警察職員)

第61条 第46条第1項の規定により本部長に指定された職員は、上司である警察官の命を受け、ぐ犯調査を行うことができる。

- 2 本部長は、前項に規定する職員がぐ犯調査を行うに当たり、当該職員に対し、ぐ犯調査に係る職務の遂行に必要な指導・教養をあらかじめ行うものとする。

(調査主任官)

第62条 子供・女性安全対策課長又は署長は、個々のぐ犯調査につき、調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定、関係機関との連絡調整その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務を行わせるため、調査主任官を指名するものとする。この場合において、子供・女性安全対策課にあっては子供・女性安全対策課長又は首席少年支援官を、警察署にあっては生活安全課長を指名するものとする。

- 2 調査主任官が交代する場合は、関係書類等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後のぐ犯調査に支障を来たすことのないようにしなければならない。

(呼出し・質問上の留意事項)

第63条 職員は、ぐ犯調査のため、少年、保護者等又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を当該少年、保護者等又は参考人に確実に伝達しなければならない。

- 2 職員は、ぐ犯調査のため、少年を呼び出し、又は質問するに当たっては、当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が保護者等から虐待を受けるおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上著しく不適当であると認められる場合は、この限りではない。
- 3 職員は、ぐ犯調査のため、少年を呼び出し、又は質問するに当たっては、当該少年の心情を理解するとともに、呼出しを行う場所、時期、方法等について配慮し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。
- 4 職員は、ぐ犯調査のため、少年を呼び出すに当たっては、保護者等の納得を得て行うよう努める

とともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど協力と信頼を得られるように努めるものとする。

- 5 ぐ犯調査のための呼出し及び質問については、本条に規定するもののほか、その性質に反しない限り、第38条及び第39条の規定を準用する。

(低年齢少年に係るぐ犯調査における配慮)

第64条 職員は、低年齢少年のぐ犯調査に当たっては、特に低年齢少年が精神的に未熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することに鑑み、少年の心情と早期の立直りに配慮しなければならない。

- 2 職員は、低年齢少年のぐ犯調査のため、低年齢であってぐ犯少年と認められる者(以下この項及び次項において「少年」という。)を呼び出し、又は質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、やむを得ない場合を除き、夜間に呼び出し、又は質問すること、長時間にわたり質問すること及び他人の耳目に触れるおそれがある場所において質問することを避けなければならない。

- 3 職員は、低年齢少年のぐ犯調査のため、少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者等その他当該少年に保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。

- 4 低年齢少年のぐ犯調査のための呼出し及び質問については、前2項に規定するもののほか、第49条及び第50条の規定を準用する。

(ぐ犯少年の送致又は通告)

第65条 ぐ犯調査の過程において、少年が要保護児童であると認められる場合は、児童通告書により児童相談所に通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、口頭により通告し、その内容を記載した児童通告通知書を事後に送付することとしても差し支えない。

- 2 ぐ犯調査の結果、ぐ犯少年事件を送致し、又は通告する場合については、活動規則第33条の規定によるものとする。

- 3 事件の送致又は通告に当たっては、家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。

(ぐ犯少年についての緊急措置)

第66条 ぐ犯少年として家庭裁判所の審判に付すべきであると認められる少年が緊急に保護しなければならない状態にあって、その補導上必要があると認められる場合は、電話その他の方法により、直ちに家庭裁判所にその状況を通報するものとする。

- 2 ぐ犯少年に対して少年法第13条第2項の規定により同行状を執行した場合において、警察署に留め置く必要があるときは、一時保護に準じて取り扱うものとし、第57条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(一時保護)

第67条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、少年を一時保護する場合においては、第57条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(少年に所持させることが不適当な物件の措置)

第68条 警察官は、非行の防止上所持させておくことが不適当な物件を少年が所持していることを発見した場合は、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど当該少年が当該物件を所持しないように注意、助言等をするものとする。この場合において、必要な書類を徴する等物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

(指導・教養)

第69条 本部長及び署長は、ぐ犯調査に従事する者に対し、職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行うものとする。

第5節 不良行為少年の補導

(不良行為少年の事案に関する書類の作成)

第70条 職員は、不良行為少年を発見した場合において、補導の現場における注意又は助言にとどまらず、保護者又は関係者に連絡を行うことが必要であると認めるときは、必要な書類を作成し、所

属長に報告するものとする。

- 2 警察本部の所属長（子供・女性安全対策課長を除く。）が前項の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る事項を子供・女性安全対策課長に速やかに連絡するものとする。

（不良行為少年に対する継続補導）

第71条 不良行為少年に対して継続補導を実施する場合は、第2章第3節の定めるところにより実施するほか、少年に対する言葉遣い等に配慮するものとする。この場合において、特定少年の不良行為少年に対して継続補導を実施するときには、本人の同意を得るものとする。

第4章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動

（被害少年に対する支援）

第72条 職員は、被害少年に対しては、現場における適切な助言、関係機関の紹介、再び被害に遭うことを防止するための助言又は指導を行うなど必要な支援を実施するものとする。

- 2 被害少年に対する支援の実施に当たっては、必要に応じて警務部広報広聴課犯罪被害者支援室との連携に留意するものとする。

（被害少年に対する継続支援）

第73条 子供・女性安全対策課長は、前条に定めるもののほか、被害少年の精神的打撃の軽減を図るため特に必要と認められる場合は、保護者の同意を得た上、カウンセリングの実施、関係者への助言その他の継続的な支援（以下「継続支援」という。）を実施するものとする。この場合において、特定少年である被害少年に対して継続支援を実施するときには、本人の同意を得るものとする。

- 2 被害少年に対する継続支援の実施に当たっては、臨床心理学、精神医学等専門家の助言を受けるなどして、その特性に留意するものとする。

（継続支援の取扱い）

第74条 署長は、警察署において取り扱った被害少年について、継続支援を実施する必要があると認めた場合は、子供・女性安全対策課長に報告するものとする。

- 2 子供・女性安全対策課長は、前項の報告を受けた場合は、少年サポートセンター係に配置された少年支援官又は警察官のうちから継続支援の担当者（以下「継続支援実施担当者」という。）を指定し、実施させるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、子供・女性安全対策課長は、継続支援に係る少年の居住地その他の事情を勘案して、継続支援を被害少年を取り扱った警察署において実施させることが適切であると認めた場合は、当該警察署の署長にその旨を連絡するものとする。この場合において、連絡を受けた署長は、自署において継続支援を実施するものとする。

- 4 子供・女性安全対策課長は、少年サポートセンター係において取り扱った少年について、継続支援を実施する必要があると認めた場合は、少年サポートセンター係に配置した少年支援官又は警察官のうちから継続支援実施担当者を指定し、実施させるものとする。ただし、当該少年の居住地を管轄する警察署その他の警察署において継続支援を実施させることが適切であると認めるときは、当該警察署の署長に継続支援の実施を引き継ぐものとする。

- 5 第20条の規定は、被害少年に対する継続支援について準用する。

（被害少年対策官）

第75条 本部長は、被害少年に対する適切な措置を講じるため、子供・女性安全対策課に被害少年対策官を置くものとし、子供・女性安全対策課長又は首席少年支援官をもって充てるものとする。

- 2 被害少年対策官は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 警察署の継続支援実施担当者が継続支援を実施する場合は、当該担当者と密接な連絡を取り、専門的な事項について指導すること。

- (2) 選別主任者及び少年担当係の職員に対し、適切な被害少年対策が実施されるよう少年相談、面接技術、継続支援の要領等について指導を行うこと。

- (3) 関係機関との連携に関すること。

（発表上の留意事項）

第76条 広報担当者は、少年が被害者である事件を報道機関等に発表する場合は、被害少年のプライバシーに十分配慮するものとする。

第2節 福祉犯に係る活動

(福祉犯の取締り)

第77条 警察官は、福祉犯事件を認知した場合は、時機を失することなく、捜査を行うものとする。
2 本部長又は署長は、少年警察部門以外の部門に属する警察官が行う福祉犯事件の捜査についても、少年警察部門に属する職員が捜査し、又は調査している事件と密接な関係がある場合等においては、必要に応じ、少年警察部門に属する警察官に捜査させるよう配意するものとする。

(福祉犯の被害少年の保護等)

第78条 本部長又は署長は、福祉犯の被害少年に対しては、当該福祉犯に係る捜査、被害少年への支援のほか、当該少年が再び被害に遭うことを防止するため、保護者、学校関係者等に配慮を求めるものとする。
2 本部長又は署長は、同種の福祉犯の発生を防止するため必要と認められる場合は、関係行政機関に対して連絡し、関係者による再発防止のための取組みを促し、地域住民に対する広報啓発を行うなど必要な措置を講じるものとする。

第3節 要保護少年に係る活動

(要保護少年の通告等)

第79条 18歳未満の要保護少年について、少年に保護者がいない場合又は保護者に監護させることが不相当であると認められる場合は、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする。

2 口頭による通告については、電話等を含むものとし、児童福祉法第25条第1項の規定による通告であることを告げ、児童通告書の記載事項を確実に伝達するとともに、時機を失することなく、児童通告通知書を当該児童相談所に送付するものとする。

3 職員は、前2項の通告を必要としない要保護少年については、その保護者等に対する助言、学校への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

(要保護少年の一時保護)

第80条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、要保護少年を一時保護する場合においては、第57条に掲げる事項に留意するものとする。

(少年事案処理簿の作成)

第81条 児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年事案処理簿に事案の処理の状況を記載するものとする。

第4節 児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動

(児童虐待を受けたと思われる児童の通告等)

第81条の2 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする。

2 児童虐待を受けたと思われる児童に係る口頭による通告並びに児童通告書及び児童通告通知書の送付の要領については第79条第1項及び第2項の例によるものとする。

3 児童虐待の事実が必ずしも明らかでない場合であっても、児童虐待を受けたと思われる場合には、児童の早期保護のため、幅広く児童相談所に通告するものとする。

(一時保護)

第81条の3 児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童虐待を受けたと思われる児童を一時保護する場合においては、第57条に掲げる事項に留意するものとする。

(関係機関との連携)

第81条の4 職員は、児童虐待を受けたと思われる児童に係る関係機関との連携について次の事項に留意するものとする。

(1) 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するほか、児童虐待の防止等に関する法律第10条の規定による援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置を執るものとする。

(2) 児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、

児童の安全確保を最優先とした対応の徹底を図るとともに、被害児童の保護に向けた関係機関との連携強化、厳正な捜査と被害児童等の心情や特性に配慮した聴取、被害児童に対するカウンセリング等の支援、子供・女性安全対策課への情報の集約と組織としての的確な対応を執るものとする。

- (3) 再発を防止するために保護者に対する助言、学校への連絡等必要な措置を執るものとする。
(少年事案処理簿の作成)

第81条の5 児童虐待を受けたと思われる児童については、第81条と同様に、少年事案処理簿を作成するものとする。

第5章 同行状の執行及び少年施設から逃走等した者の連れ戻し

第1節 同行状の執行

(同行状の執行)

- 第82条 警察官は、少年法第13条又は第26条の規定により、家庭裁判所から同行状の執行の指揮を受けた場合は、少年審判規則（昭和23年最高裁判所規則第33号）第18条及び規範第267条の規定により適切に措置するものとする。ただし、夜間その他やむを得ない理由により、同行状を執行した少年を直ちに指定された場所に同行できないときは、一時的に警察署の保護室に収容することができる。
- 2 警察官は、前項ただし書の規定により、同行状を執行した少年を一時的に警察署の保護室に収容する場合は、当該少年が負傷、自殺、火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように留意するものとする。

第2節 少年施設から逃走等した者の連れ戻し

(連れ戻しの手配等)

- 第83条 本部長は、少年院又は少年鑑別所（以下「少年施設」という。）の長から少年施設から逃走した者、院外委嘱指導若しくは外出若しくは外泊の許可を受けている者であって、少年院の長が指定する日時までに少年院に帰着しなかったもの又は災害時の避難のために解放された者であって、避難を必要とする状況がなくなった後速やかに少年施設若しくは少年施設の長が指定した場所に出頭しなかったもの（以下「連れ戻すべき者」という。）の連れ戻しに関する援助の求め（以下「連れ戻し援助請求」という。）を受け、又は他の都道府県警察から連れ戻し援助請求の伝達を受けた場合は、関係のある署長（警察本部の執行隊長を含む。以下この節において同じ。）にその旨を手配するものとする。
- 2 本部長は、少年施設の長から連れ戻し援助請求を受けた場合又は次条第1項の報告があった場合において、連れ戻すべき者の立ち回りの予想される場所が他の都道府県警察の管轄区域内であるときは、当該都道府県警察の長にその内容を伝達するものとする。

(署長の措置)

- 第84条 署長は、少年施設の長から、直接電話等により連れ戻し援助請求の連絡を受けた場合は、直ちに本部長にその旨を報告するとともに、必要に応じ、関係のある署長に必要な手配をするものとする。
- 2 署長は、連れ戻し援助請求の連絡又はその手配を受けた場合は、職員にその内容を徹底し、又は連れ戻すべき者の立ち回りが予想される場所に警察官を派遣するなど連れ戻し援助請求に対して適切な措置を講じるものとする。

(連れ戻しに当たっての警察官の措置)

第85条 警察官は、連れ戻すべき者の連れ戻しの援助に際しては、次により措置するものとする。

- (1) 次のいずれかの者の連れ戻しに着手する場合は、連戻状が発付されていることを確認してから行うこと。
- ア 少年施設から逃走した時から48時間が経過している者
 - イ 少年院の院外委嘱指導若しくは外出若しくは外泊からの帰着日時として少年院の長が指定した日時から48時間が経過している者
 - ウ 災害時の避難のため少年施設から解放された後に、避難を必要とする状況がなくなったにもかかわらず、少年施設又は少年施設の長が指定した場所に出頭しない者
- (2) 連戻状により連れ戻しに着手する場合は、連れ戻すべき者にこれを示すこと。
- (3) 連戻状を所持しない場合において、急を要するときは、連れ戻すべき者に対して、連れ戻すべき事由及び連戻状が発付されている旨を告げて連れ戻しに着手し、着手後速やかに当該連れ戻

すべき者に連戻状を示さなければならない。

(4) 連れ戻しに着手した場合は、少年担当係を通じて速やかに署長に報告するとともに、連れ戻し援助請求をした少年施設の長に連絡し、当該連れ戻すべき者の身柄を引き渡すこと。ただし、やむを得ない理由により、直ちに指定された場所に連れ戻すことができないときは、当該連れ戻すべき者を一時的に警察署の保護室に収容することができる。

(5) 連れ戻すべき者の身柄の引渡しに当たっては、引継書を作成するなど身柄の措置のてん末を明らかにしておくこと。

2 第82条第2項の規定は、前項第4号ただし書の規定により、連戻状を執行した連れ戻すべき者を一時的に警察署の保護室に収容する場合について準用する。

(連れ戻し援助請求の取消しがあった場合の措置)

第86条 本部長は、少年施設の長から、連れ戻し援助請求の取消しの通知を受けた場合又は他の都道府県警察からその旨の伝達を受けた場合は、連れ戻し援助請求の手配に準じて、手配解除の措置を講じるものとする。

附 則

(施行日)

1 この訓令は、制定の日から施行し、平成19年11月1日から適用する。

(群馬県警察相談業務に関する訓令の一部改正)

2 群馬県警察相談業務に関する訓令(平成12年群馬県警察本部訓令甲第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(被疑者の留置管理に関する訓令の一部改正)

3 被疑者の留置管理に関する訓令(平成16年群馬県警察本部訓令甲第13号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(保護取扱いに関する訓令の一部改正)

4 保護取扱いに関する訓令(昭和36年群馬県警察本部訓令甲第12号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(少年育成センターの運営に関する訓令の一部改正)

5 少年育成センターの運営に関する訓令(平成11年群馬県警察本部訓令甲第10号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(群馬県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令の一部改正)

6 群馬県警察鉄道警察隊の運営に関する訓令(昭和62年群馬県警察本部訓令甲第5号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則(平成20年3月6日本部訓令甲第3号)

この訓令は、平成20年3月14日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 総務企画課業務管理指導室、広報広聴課被害者支援室、会計課装備管理室、教養課術科指導室、刑事企画課国際捜査室及び交通指導課交通捜査室の設置に係る改正規定、警務課被害者支援室、捜査第一課国際捜査室及び交通指導課交通捜査指導室の廃止に係る改正規定並びに犯罪抑止対策実施本部の継続に係る改正規定 平成20年4月1日

(2) 情報公開指導官の設置に係る改正規定、交通捜査官、地域官、交通官及び交通事故捜査指導官の廃止に係る改正規定並びに少年事件捜査指導官を少年事件指導官に改称する改正規定 平成20年3月19日

附 則(平成21年3月13日本部訓令甲第8号)

この訓令は、平成21年3月19日から施行する。ただし、警察本部の部の分課及びその附置機関の設置及び廃止(移管を含む。)に係る改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月25日本部訓令甲第17号)

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月11日本部訓令甲第1号）

この訓令は、平成22年3月18日から施行する。ただし、警察本部の部の分課及びその附置機関の設置及び廃止に係る改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月9日本部訓令甲第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成24年3月15日から施行する。〔以下略〕

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成24年7月9日本部訓令甲第8号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成26年3月11日本部訓令甲第8号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成26年3月18日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成26年5月20日本部訓令甲第11号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成27年3月3日本部訓令甲第5号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年3月9日から施行する。〔以下略〕

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成27年7月1日本部訓令甲第9号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（平成28年3月9日本部訓令甲第3号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年3月18日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（平成29年5月8日本部訓令甲第6号）

この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和2年3月9日本部訓令甲第2号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年3月19日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、組織及び職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（令和4年8月29日本部訓令甲第16号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

附 則（令和5年9月22日本部訓令甲第14号）

（施行期日）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定のうち、職に係る部分については、改正後の群馬県条例、群馬県規則、群馬県公安委員会規則、群馬県公安委員会規程、群馬県警察本部訓令甲又は例規通達の規定によりその分掌とされたものに読み替えるものとする。

附 則（令和7年6月26日本部訓令甲第13号）

（施行期日）

1 この訓令は、制定の日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際、現に有効な通達、依命通達、事務連絡等の規定うち、改正前の刑法（明治40年法律第45号）第12条及び第13条に規定する刑の名称に係る部分については、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の規定に準じて読み替えるものとする。